



# 病後児保育事業のご案内

～子育て中のご家庭のみなさまへ～

## ■病後児保育とは

病後児保育は、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やケガの回復期にある集団保育等が困難なお子さんを専用の保育室で、看護師と保育士がお子さんの体調に合わせ一時的にお預かりし保育を行います。



## ■対象児童(次のすべてに該当する児童)

- 市内に居住し、又は市内の幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍する生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの児童
- 病気の回復期にあり、医療機関に入院して治療を受ける必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから、集団保育が困難であると医師が認めた児童
- 保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他やむを得ない理由により家庭で保育することが困難な児童

## ■対象となる病気やけが

- 「風邪」や「下痢」など、子どもが日常的にかかる病気
- 「水ぼうそう」、「風しん」などの感染性疾患
- 「ぜんそく」などの慢性疾患
- 「熱傷」、「骨折」等の外傷性疾患

※病気の急変の可能性が高い場合や新型インフルエンザなどの感染性の強い疾患の場合は、お預かりできないことがありますのでご了承ください。

## ■実施施設（保育を行う場所）

洲本市立なのはなこども園内（病後児保育専用スペース）

電話 0799-24-7087

### 利用時間

平日の午前9時～午後5時（延長保育は、原則行いません）※連続する5日以内とする。

### 休業日

土、日曜日、祝日と年末年始（12月29日～1月3日）

## ■定員

1日3人まで（予約状況によりお預かりできない場合があります）。

## ■利用料金

1人あたり1日2,000円

※別途、上記の費用のほか、食事代その他の実費がかかります。また、利用時に必要な医師発行の医師連絡票作成料は、利用者負担となります。

## ■ご利用にあたって

あらかじめ、利用登録し、かかりつけ医などに受診し、入院・加療の必要はなく、病後児保育室での保育サービスの利用が可能であると判断した場合に利用できます。

詳しくは、下記まで

子ども子育て課 ☎22-1333

なのはなこども園 ☎24-7087